解散公告

当社は、平成二十四年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

沖縄県那覇市首里池端町一〇番地

株式会社りゅうたん

代表清算人　與儀　昭夫

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

仙台市青葉区落合二丁目二番一二号

特定非営利活動法人仙台スポーツシューレ

清算人　庄子まさの

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

札幌市白石区東札幌二条六丁目五番一―三〇一

医療法人社団せんしゅう内科クリニック

清算人　千秋　亨

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

岡山県勝田郡奈義町西原九二番地五

財団法人西原会

代表清算人　野々上正裕

解散公告（第二回）

当法人は、定款で定めた解散事由の発生により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

沖縄県那覇市字国場一一六一番地四

医療法人結の会

清算人　稲福　直美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

石川県金沢市横川三丁目一九番地

宗教法人生教自覚院

清算人　茨木　澄枝

配当公告

秋田県にかほ市両前寺字山田下一四番地

破産者　金子　真一

右の者に対する秋田地方裁判所本荘支部平成二十二年（フ）第十七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四九、二九〇、六七九円

一、配当することのできる金額

金一三、四三六、四八一円

平成二十四年九月二十七日

秋田県秋田市川尻総社町六番三号

破産管財人　加藤　謙

配当公告

栃木県塩谷郡塩谷町大字東房字小山五二三番地

破産者　東日本興産株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十三年（フ）第一七九〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、六九六、九二〇、九一六円

（うち優先的破産債権　金九一九、〇〇三円）

一、配当することのできる金額

金二二、三五〇、〇五九円

（うち優先的破産債権　金九一九、〇〇三円）

平成二十四年九月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル二二五区　破産管財人　宮川　勝之

配当公告

兵庫県尼崎市若王寺三丁目一九番一六号

破産者　株式会社響

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十三年（フ）第四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先的破産債権　金二、〇〇七、九九四円

一般破産債権　金一、九二〇、二二四、八九一円

一、配当することのできる金額

金八一、七一六、五三〇円

平成二十四年九月二十七日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館三階　眞野法律事務所

破産管財人　眞野　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道増毛郡増毛町大字阿分村三七番地

最後の住所不明　被相続人　亡　石田　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

秋田県由利本荘市美倉町二七番地一　二階

相続財産管理人　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市上野字下蛇田三八番地

最後の住所秋田県由利本荘市小人町一六番地

三　被相続人　亡　猪股　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

秋田県由利本荘市美倉町二七番地一　二階

相続財産管理人　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市栗原四一六番地、最後の住所栃木県日光市栗原四一六番地一

被相続人　亡　谷内　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

栃木県宇都宮市東宿郷三―一―九　あかね

ビル九階　相続財産管理人　島薗　佐紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山五丁目一五番地、最後の住所栃木県那須塩原市寺子一九七一番地五

アートの森　被相続人　亡　和田眞理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十七日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号

相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

決　算　公　告

平成24年9月27日

アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン　オレンジ・ストリート1209　コーポレーション・トラスト・センター

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド

日本における代表者　ロバート・エー・サイデル

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万ドル）

科目	金額	科目	金額
現金預金	1,723	買掛金	2,933
売掛金	8,011	未払社債務	26,624
貸付金	4,890	短期債務	2,247
土地・建物・備品	324	長期債務	170
関係会社権	22,950	関係会社長期債務	88
その他の資産	2,467	その他の負債	3,709
		資本金	1
		資本剰余金	1,233
		利益剰余金	3,377
		累積包括損益	△17
資産合計	40,365	負債・純資産合計	40,365